（建物名称等）消防計画

　　年　月　日作成

# 目的及び適用範囲

１ 目的

この計画は、消防法第８条の規定に基づき、管理権原の及ぶ範囲における防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

２ 適用範囲

(1) 管理権原の及ぶ範囲は、　　　部分とする。

(2) この計画を適用する者の範囲は、管理権原者、防火管理者及びその他勤務する者とする。

〔防火・防災管理業務の委託　あり　・　なし〕

【↓防火管理業務の委託を行う場合】

# 防火管理業務の一部委託　〔　あり　・　なし　〕

１ 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

２ 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

３ 防火管理業務の委託状況　〔　常駐　・　巡回　・　遠隔移報　〕

別添「防火管理業務委託状況票」（その１）～（その３）のとおり。

# 管理権原者の責任

１ 管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

２ 廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。

３ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

４ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負う。

５ 防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないよう管理する。

【↓その他特記事項がある場合】

６ その他

# 防火管理者の業務

防火管理者は、この計画の作成及び実行についての全ての権限を持って、次の業務を行う。

１ 点検・監督業務

(1) 火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修

建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修

(2) 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修

(3) 避難施設、防災設備等の検査・点検の実施と、不備欠陥箇所のある場合の改修

(4) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督

(5) 火気の使用、取扱いの指導、監督

２ 教育・訓練業務

(1) 従業員に対する防火・防災の教育の実施

(2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討

(3) 放火防止対策の推進

〔防火管理マニュアルの作成　あり　・　なし　〕

【↓防火管理マニュアルを作成する場合】

(4) 防火管理マニュアルの作成及び徹底

３ 管理業務

(1) 収容人員の管理

(2) 消防機関への届出及び連絡等

(3) 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置

４ 点検立会業務

(1) 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示

(2) 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示

(3) 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立

〔防火対象物点検の要否　必要　・　不要　〕

【↓防火対象物点検が必要な場合】

(4) 防火対象物点検の立会い又は立会いの指示

５ 管理権原者への提案・報告業務

(1) 防火管理業務を遂行する上での提案

(2) 点検・検査の結果についての報告

６ その他防火管理上必要な業務

〔統括防火管理者の選任　あり　・　なし　〕

【↓統括防火管理者が選任されている場合】

(1) 防火管理上必要な事項の、統括防火管理者への報告

〔防災センター　あり　・　なし　〕

【↓防災センターがある場合】

(2) 防災センターへの災害活動上必要な情報の集約

〔自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルの作成　あり　・　なし　〕【↓自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルを作成する場合】

(3) 自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルの作成及び徹底

【↓その他特記事項がある場合】

(4)

# 火災予防上の点検等

１ 日常の火災予防

(1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表１「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。

(2) 管理権原者又は防火管理者は、別表１「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」を、関係する従業員、その他防火管理業務に従事する者に周知し、さらに休憩室等の見やすい場所に掲示する。

【↓その他特記事項がある場合】

(3)

２ 火災予防上の自主検査

防火管理者は、区域、項目ごとに検査実施者を指定し、自主検査を行う。

(1) 出火防止、避難安全の確認は、検査実施者　　　　　により、毎日行う。

ア 出火防止の確認は、別表2-1により行う。

イ 避難安全等の確認は、別表2-2により行う。

(2) 建物及び消防用設備等の確認は、検査実施者　　　　　が、別紙「自主点検票」により、　月頃と　月頃に行う。

〔消防用設備等の特例　あり　・　なし　〕

【↓消防用設備等に特例が適用されている場合】

(3) 防火管理者は、消防用設備等に係る特例適用について、申請内容が適正に維持管理されているかどうかあわせて確認する。

３ 消防用設備等の法定点検

(1) 防火管理者は、消防用設備等の点検・報告について、建物所有者が実施しているか確認し、必要があれば、事業所（テナント）の責任で、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。

(2) 防火管理者は、法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

〔防火対象物点検の要否　必要　・　不要　〕

【↓防火対象物点検が必要な場合】

４ 防火対象物の法定点検（防火対象物点検報告）

(1) 防火対象物の法令点検について、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。

(2) 管理権原者又は防火管理者は、法定点検に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

５ 報告等

(1) 防火管理者は、自主検査及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。

(2) 防火管理者は、前(1)により確認した内容で不備欠陥箇所がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

【↓その他特記事項がある場合】

６ その他

# 従業員が守るべき事項

１ 避難施設の維持管理

避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を遵守する。

(1) 避難施設に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。

(2) 避難施設の出入口に設けられている扉等の開閉障害となる物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。

(3) 防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持し、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。

(4) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるように維持する。

(5) 避難施設の床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

(6) (1)から(3)までにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火・防災管理者に報告する。

【↓その他特記事項がある場合】

(7) その他

２ 火気管理等

(1) 喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。

(2) 火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認して使用する。

(3) 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。

(4) 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。

(5) 火気設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。

(6) ガス機器を使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。

(7) 終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備・器具の安全を確認する。

(8) 危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。

【↓その他特記事項がある場合】

(9) その他

３ 放火防止対策

(1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の巡視を行う。

(2) 建物内外の整理整頓を行う。

(3) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

(4) 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

【↓その他特記事項がある場合】

(5) その他

# 防火管理者が守るべき事項

１ 収容人員の管理

(1) 防火管理者は、用途、規模に応じた収容能力を把握し、収容人員を適正に管理する。

(2) 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。

【↓その他特記事項がある場合】

(3) その他

２ 工事中の安全対策の樹立

(1) 次の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を作成し、消防機関に届け出る。

ア 増築等で建築基準法に基づく仮使用の認定の申請をするもの。

イ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、本設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすもの。

(2) 防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

(3) 工事人に対し、次の事項を遵守させる。

ア 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保する。

イ 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。

ウ 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させる。

エ 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。

オ 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をする。

(4) 防火管理者は、工事・催物等の計画内容や現場において、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

【↓その他特記事項がある場合】

(5) その他

３ 火気の使用制限

防火管理者は、必要に応じ次の事項について指定又は制限する。

(1) 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

ア 喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。

イ 毎日終業後、水の入ったバケツに吸殻を回収する。

(2) 火気設備・器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

イ 使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。

(3) 危険物の貯蔵又は取扱場所の指定

(4) 工事等の火気使用の禁止又は制限

【↓その他特記事項がある場合】

(5) その他

４ 臨時の火気使用等

防火管理者は、次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火管理上必要な指示を行う。

(1) 指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用

(2) 火気設備・器具の設置又は変更

(3) 危険物等の使用

(4) 催物の開催及びその会場での火気の使用

(5) 模様替え等の工事

【↓その他特記事項がある場合】

(6) その他

５ 放火防止対策

防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努める。

(1) 敷地内及び廊下、階段、トイレ等の可燃物の整理、整頓又は除去

(2) 不特定の者が出入りする出入口の監視等

(3) 火元責任者等による火気の確認及び施錠

(4) 空室、倉庫等の施錠管理

(5) 休日、夜間等における巡回体制の確立

【↓その他特記事項がある場合】

(6) その他

６ その他

(1) 命の安全を確保するため、各階に消防用設備等の設置図及び屋外への避難経路図を別図のとおり作成し、従業員その他防火管理業務に従事する者及び建物利用者に周知できるように掲出する。

(2) 防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。

【↓その他特記事項がある場合】

(3) その他

# 防火・防災教育等

１ 防火・防災教育

防火・防災教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

(1) 消防計画

(2) 従業員が守るべき事項

(3) 火災発生時の対応

(4) 地震時及びその他災害等の対応

〔防火管理マニュアルの作成　あり　・　なし　〕

【↓防火管理マニュアルを作成する場合】

(5) 防火管理マニュアルの徹底

(6) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

２ 自衛消防隊員等の育成

管理権原者は、災害時における自衛消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊の編成が常に最新のものとなるよう整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

３ 各種法定資格の取得

管理権原者は、防火管理業務等を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないように、資格を有する者の育成を計画的に推進する。

【↓その他特記事項がある場合】

４ その他

# 消防機関への連絡・報告

１ 消防機関への届出等を行う事項

管理権原者又は防火管理者は、消防機関に以下に掲げる届出等を行う。

| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
| --- | --- | --- |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出 | 防火管理者を変更したとき | 管理権原者 |
| 消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を変更したとき管理権原者又は防火管理者を変更したとき | 防火管理者 |
| 消防訓練実施の通報 | 消防訓練を計画・実施したとき | 防火管理者 |
| 消防用設備等点検結果報告 | 　年に１回（総合点検時に報告する。） | 建物所有者等 |
| 【防火対象物点検が必要な場合】防火対象物点検結果報告 | １年に１回（特例認定を受けた場合を除く。） | 管理権原者 |
| 防火対象物変更届出 | 建物の間仕切り等の変更、用途の変更等を行う場合において、変更する日の７日前まで | 建物所有者等 |
| 催物開催届出 | 劇場等以外の建築物等において演劇、映画その他の催物を行おうとするとき | 催物の主催者 |
| 禁止行為の解除承認申請 | 劇場、物品販売店舗等の喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込みが禁止されている場所において、禁止行為の解除を申請するとき | 建物所有者等 |
| その他（上記以外の法令に基づく届出等） | 法令に定める時期 |  |

２ 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

(1) 管理権原者等は、消防機関へ届出等を行った書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し及び保管する。

(2) 売買等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち、竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐ。

# 自衛消防隊の編成、任務等

１ 防火対象物自衛消防隊の編成

(1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を、別表３のとおり編成する。

(2) 防火対象物自衛消防隊長は、　　　　　がその任務にあたる。

(3) 管理権原者は、事業所自衛消防隊長の任務を代行する代行者兼副隊長を定める。

(4) 管理権原者は、別表３を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させる。

２ 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

(1) 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。

(2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

【↓その他特記事項がある場合】

(3)

３ 防火対象物自衛消防隊長等の権限

(1) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

(2) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４ 火災発生時の自衛消防活動

通報、初期消火、避難誘導等の各担当者は、別紙１に示す基準により行動する。

５ 自衛消防隊の装備等

| 装備器材 | 数量 | 保管場所 | 点検時期 |
| --- | --- | --- | --- |
| 消火器 | 　　 | 　　　　 | 　月 |
| ロープ | 　　 | 　　　　 |
| 携帯用拡声器 | 　　 | 　　　　 |
| ヘルメット | 　　 | 　　　　 |
| 携帯用照明器具 | 　　 | 　　　　 |
| 　　　　　 | 　　 | 　　　　 |

〔営業時間内と営業時間外の自衛消防活動体制　同じ　・　異なる　〕

【↓営業時間内と自衛消防活動体制が異なる場合】

６ 営業時間外等（夜間・休日等）の自衛消防活動体制

(1) 営業時間外等に在館者がいる場合

ア 営業時間外等の巡回等

守衛等は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

イ 営業時間外等における自衛消防活動

営業時間外等における自衛消防活動は、次の初動措置を行う。

| 通報連絡 |
| --- |
| 火災が発生したとき、発見者は直ちに119番通報するとともに、建物内にいる者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表等により関係者に速やかに連絡する。 |
| 初期消火・安全防護 |
| 消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行う。 |
| 避難誘導 |
| 工事、点検等のため入館者がある場合は、放送設備や拡声器などを使用して火災を知らせ、避難方向等を指示する。 |
| 消防隊への情報提供等 |
| 消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報、資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。 |
| その他 |
| 　　　　　 |

(2) 営業時間外等に無人となる場合

防火管理者等は、火災発生等の連絡を受けた場合、直ちに現場に駆けつける。

【↓その他特記事項がある場合】

７ その他

# 訓練

１ 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期等は次のとおりとする。

| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| --- | --- | --- |
| 部分訓練 | 消火、通報、避難誘導等の訓練を個別に行う。 | 　月頃・　月頃 |
| その他（　　　　　） | 　　　　　　 |
| 総合訓練 | 火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。 | 　月頃・　月頃 |

(2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

(3) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施（計画）報告書」を　　消防署へ提出する。

２ 訓練時の安全対策

訓練指導者は　　　　　とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

| 時期 | 内容 |
| --- | --- |
| 訓練前 | １ 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。２ 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示をし、又は参加させない等の措置を講じる。 |
| 訓練中 | １ 訓練指導者は、安全を管理する者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者等を安全管理上必要な箇所に配置して、各操作及び動作の安全を確認する。２ 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。 |
| 訓練後 | 訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる。 |

３ 訓練の実施結果

(1) 防火管理者は、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

(2) 防火管理者は、訓練実施後、その旨を「消防訓練実施（計画）報告書」により　　消防署に通報する。

(3) 防火管理者は、訓練実施後、この計画の内容を検証し、必要に応じて、当該検証結果に基づきこの計画の見直しを行わなければならない。

# 地震対策

１ 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、　　　　　とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒・移動防止措置を行う。

イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の倒壊、落下及び転倒防止措置を行う。

ウ 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

【↓その他特記事項がある場合】

オ

(3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

| 非常用物品等 | 備蓄場所 | 点検時期 |
| --- | --- | --- |
| 飲料水 | 　　　　 | 　月 |
| 非常用食料 | 　　　　 |
| 医薬品 | 　　　　 |
| 懐中時計 | 　　　　 |
| 携帯ラジオ | 　　　　 |
| 携帯用拡声器 | 　　　　 |
| 　　　　　 | 　　　　 |

２ 地震後の安全措置

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 出火防止

ア 火気使用設備器具の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

【↓その他特記事項がある場合】

イ

(3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

(4) 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

(5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

【↓その他特記事項がある場合】

(6)

３ 地震時の活動

情報収集、避難誘導等の各担当者は、別紙２に示す基準により行動する。

# 別表１

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項【百貨店等の記載例】

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権原者 | 役職・氏名　 |
| 防火管理者 | 役職・氏名　 |
| 防　火　担　当　責　任　者 | 火　元　責　任　者　 |
| 担　当　区　域 | 氏　名 | 担　当　区　域 | 氏　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 担　当　者　の　任　務 |
| 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。 |
| 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
| 従　業　員　の　注　意　事　項 |
| １　消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。２　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。３　火気設備・器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。４　休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。５　従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。６　死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。７　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。８　異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。９　喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。10　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。11　電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。12　火元責任者は、担当区域の火気の状況について、責任を持って管理すること。【↓その他特記事項がある場合】13　その他　　　　　 |

# 別表2-1

日常点検票「火気関係」　　　月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 日付 | 曜日 | 実施項目 |
| ガス関係 | 電気関係 | 裸火関係 | 喫煙管理 | 火の元 | 放火防止 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （凡例）○…良　　×…不備、欠陥等　　⭙…即時改修（備考）不備、欠陥等があった場合は、ただちに防火管理者に報告すること。 | 防火管理者確認 |  |

# 別表2-2

日常点検票「避難障害等」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （凡例）○…良　　×…不備、欠陥等　　⭙…即時改修（備考）不備、欠陥等があった場合は、ただちに防火管理者に報告すること。 | 防火管理者確認 |  |

# 別表３

防火対象物自衛消防隊の編成

　　年　　月　　日現在

防火対象物本部隊

防火対象物自衛消防隊長

（統括管理者）

〔　　　　　〕

隊長の代行者兼副隊長

１〔　　　　　〕

２〔　　　　　〕

通報連絡班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

初期消火班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

避難誘導班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

応急救護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

安全防護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

　　　地区隊

地区隊長

〔　　　　　〕

通報連絡班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

初期消火班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

避難誘導班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

応急救護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

安全防護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

　　　地区隊

地区隊長

〔　　　　　〕

通報連絡班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

初期消火班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

避難誘導班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

応急救護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

安全防護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

　　　地区隊

地区隊長

〔　　　　　〕

通報連絡班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

初期消火班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

避難誘導班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

応急救護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

安全防護班（　名）

班長〔　　　　　〕

班員〔　　　　　〕

# 別図

避難経路図

【避難口等が明記された平面図等に避難経路（矢印）を記入し、添付してください。】

# 別紙１

火災時の自衛消防隊の活動要領

|  |
| --- |
| 通報・連絡（通報連絡班） |
| １　火災が発生したときには、火災を発見した者又は通報連絡班は、直ちに119番通報する。同時に、防災センターや警備室、管理人室等へ火災の発生と状況を連絡する。２　自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶなど火災発生を周囲（他階、他事業所を含む。）に知らせる。なお、放送設備がある場合は、積極的に放送設備を活用する。３　すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関へ通報する。４　管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。【↓自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合】５　　　　　　【↓自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合】６　　　　　　【↓その他特記事項がある場合】７　　　　　　 |
| 初期消火（初期消火班） |
| １　初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。２　初期消火班は、消火器や屋内消火栓など適切な消防用設備等を用いて消火活動を行う。【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 避難誘導（避難誘導班） |
| １　避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。２　各避難誘導班員は、拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう呼びかけ、安全な場所へと誘導する。（放送設備がある場合は、放送設備を活用して避難誘導を行う。）３　避難方向が分かりにくい場所には誘導員を配置する。４　避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。【↓その他特記事項がある場合】５　　　　　　 |
| 安全防護（安全防護班） |
| １　逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。【↓その他特記事項がある場合】２　　　　　　 |
| 応急救護（応急救護班） |
| １　負傷者の応急手当を行い、救急隊等と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。２　負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所、負傷程度等必要事項を記録する。３　逃げ遅れた者の情報を得た場合、現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。【↓その他特記事項がある場合】４　　　　　　 |

# 別紙２

地震発生時の自衛消防隊の活動要領

|  |
| --- |
| 情報収集（通報連絡班） |
| １　テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、情報の収集を行う。２　混乱防止を図るため、必要な情報を在館者に知らせる。【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 避難誘導（初期消火班・避難誘導班） |
| １　在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒・落下・移動に注意しながら、安全な場所で待機させる。２　在館者を避難所等に誘導するときは、避難所等（　　　　　）までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。３　避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。４　避難誘導は、在館者の先頭と最後尾に避難誘導班員を配置して行う。【↓その他特記事項がある場合】５　　　　　　 |
| 安全防護（安全防護班） |
| １　避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。２　避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに事業所自衛消防隊長にその旨を報告する。【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 応急救護（応急救護班） |
| １　応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、救急隊等と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。２　応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所、負傷程度等必要事項を記録する。３　逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。【↓その他特記事項がある場合】４　　　　　　 |

# 別紙３

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領

|  |
| --- |
| 避難準備の時間に余裕がない場合（自己防火対象物で発生した場合の対応） |
| １　自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。２　大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり。(1) 原因不明の多数の死傷者の発生(2) 不自然な場所での爆発災害(3) 傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在が確認された場合(4) 傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向がある場合【↓その他特記事項がある場合】３　　　　　　 |
| 避難準備の時間に余裕がある場合（情報の収集・伝達） |
| １　事業所自衛消防隊長は、大規模テロ等に係る警報等が発令された情報又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した情報を防火対象物自衛消防隊長から得た場合は、従業員に伝達する。２　テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。３　行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるように伝達する。【↓その他特記事項がある場合】４　　　　　　 |